

阿賀野市告示第35号

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月5日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱（令和元年阿賀野市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ(イ)中「3か月以上」を削り、同条第2号ア(エ)及び同号イ(イ)中「し、申請時において連続して3か月以上在職」を削り、同条第5号エ中「3か月以上」を削る。

第3号様式及び第5号様式中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。